

子会社による生損保相互参入とその法的問題点

宮 島 司

- 一 はじめに
- 二 子会社による相互参入の背景
- 三 子会社の設立・子会社株式の取得
 - (一) 保険業法上の問題点
 - (二) 商法上の問題
- 四 親子保険会社間の制限事項
 - 弊害防止措置（いわゆるファイアー・ウォール）
- 五 その他の問題
 - 結びに代えて

一 はじめに

平成元年四月より、大蔵大臣の諮問機関である保険審議会において、「保険事業の在り方及び保険関係法規の見直し」について検討が行われてきたが、開始以来七年という長い年月を経て、ようやく新保険業法が平成八年四月一日より施行されることとなった。今回の保険業法の根本改正を基礎とする保険制度全般にわたる改革は、人口の高齢化、生活水準の向上と価値観・ライフスタイルの多様化、金融の自由化・国際化、公的規制の緩和等の環境の変化に対応することを目的とするとともに、保険業の健全化を確保することを目的としたきわめて抜本的改革であり、同時に二一世紀に向けての新しい保険制度の構築という重大な意義を有するものである⁽¹⁾。

このうち、本稿では、子会社による生損保業の自由化を取り上げ、その法的問題点を指摘することを目的とする。生損保業両分野における競争促進を通じた保険業の効率化や利用者ニーズへの的確な対応を図る観点から認められたとされる子会社方式による相互参入は、保険業法改正のひとつの大きな目玉であり、実務的にもまた法的にも解決すべき問題点が多いものと考えられるからである。

ところで、現在もお、日米保険協議は、生命保険と損害保険の境界領域に位置する第三分野商品の取り扱いをめぐる紛糾し、その行方は混沌として一向に見通しが立たないといった厳しい状況にある。こうした厳しい環境の中、平成八年四月一日に施行された新保険業法の下での生損保の子会社を通じた相互乗り入れに向けて、各保険会社はそれぞれの体質に応じた相互参入の途を模索してきた。

多くは、子会社の新設による方法である。平成八年八月六日付で、損害保険会社一社（東京海上、三井海上、住友海上、日本火災、同和火災、興亜火災、千代田火災、日動火災、富士火災、大東京火災、共栄火災）の生命保険子会社（以下生保子会社と呼ぶ）、および生命保険会社六社（日本、第一、住友、明治、三井、安田）の損害保険子会

社（以下損保子会社と呼ぶ）の設立についての大蔵省の認可が得られたところから、同六日には、東京海上の生保子会社の設立登記がなされ、八日には、生命保険会社六社の損保子会社と、損害保険会社一〇社の生保子会社の設立登記がなされた。⁽²⁾さらに、八月二十七日には、生命保険会社六社から申請された損保子会社と、損害保険会社一社から申請された生保子会社に対して、大蔵省から事業免許が付与され、まさにこの一〇月一日より営業が開始されたところである。⁽³⁾

これに対し、損害保険会社が既存の生命保険会社を、生命保険会社が既存の損害保険会社を買収（特に株式取得）することにより子会社化を図り、それぞれ生保市場へまた損保市場への参入をめざすという方法を採用しようとするものもある。安田火災海上保険が、平成八年八月二十六日、内国生命保険会社として昭和五六年に設立されたアイ・エヌ・エイ生命保険株式会社の株式を過半数取得し子会社化することを発表したが、まさにこれである。法律上必要な手続を経た上で、アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社の株式追加取得を行い、現在保有している一〇％と合わせて過半数を保有するというものである。子会社新設の方法をとると、新設子会社の商品認可は日米協議の結果で左右されるおそれがあるのに対し、既存のアイ・エヌ・エイ生命は、ガン、介護、医療保険などを保有していることから、日米協議の結果にはかわりなく、問題とされる第三分野の商品を手中に収めることができるというメリットがある。⁽⁴⁾

またこうした子会社方式によらず、既存会社との業務提携の形での相互参入を図る動きも進行しており、日新火災と富国生命が、大成火災とオリコ生命および朝日生命が、日産火災と朝日生命などが、それぞれ両者の営業基盤を確保するとともに、新規顧客の拡大を図ろうとしている。損保会社の代理店を通じて生保販売をも行うこととし、契約関連帳票の取次業務を損保会社が行い、代理店への教育指導・販売支援等の生保業務は生保会社が行うなどが主たる提携の内容である。⁽⁵⁾ただし、本稿ではこの問題は取り扱わない。

- (1) 大前茂「保険審議会答申『新しい保険事業の在り方』の概要」商事法務一二九三号一六頁。
- (2) インシユアランス(損保) 三七二五号三頁、三七一六号二頁。
- (3) インシユアランス(生保) 三七一八号三頁。
- (4) インシユアランス(生保) 三七一八号二頁。
- (5) インシユアランス(生保) 三七一六号一二頁、三七一七号一八頁。

二 子会社による相互参入の背景

さきに述べた通り、保険業法の改正にあたっては、保険審議会において、長期的かつ広範な視点から新しい保険業法のあり方が審議されたが、保険業の相互参入のあり方については、平成四年六月の保険審議会答申で次のような考え方が示された。

① 生損保兼営禁止の根拠は、引き受ける危険(リスク)の差異や保険期間の差異にあるといわれている。すなわち、生命保険が比較的正確な統計的根拠に基づき長期の契約を行うのに対し、損害保険は推定を加えた損害率に基づき短期の契約を行うものとされており、現状においてもこうした差異は依然として残っている。

② 欧米諸国においても、リスク遮断等の観点から、同一会社による生損保兼営は禁止されているのが一般的であるが、子会社・持株会社を通じた実質的な兼営は広く行われている。

③ 保険業の今後のあり方については、利用者の立場や国民経済的見地からすれば、経営資源の有効活用により事業の効率性・収益性を向上させるとともに、その成果を的確に利用者に還元することが重要である。また、国際性の視点からは、諸外国においても基本的には規制緩和の方向で見直しが行われていることに留意しつつ、国際的に調和のとれた制度を構築する必要がある。

④ 以上を踏まえると、生命保険・損害保険両事業の競争促進を通じ、事業の効率化を進め、利用者ニーズへの適格な対応を図る観点から、これまでの生損保兼営禁止を見直し、両事業の兼営を可能にすることが適当である。

ただし、両事業間で適切なリスク遮断を確保することは引き続き重要である。

⑤ 生損保兼営の方式としては、^①明確なリスク遮断が可能であること、^②それぞれの事業、商品の特性に応じた募集体制、監督面での差異に段階的に対応しつつ、相互乗入れを行うことができること、^③諸外国でも子会社・持株会社を通じた兼営が一般的であること等の理由から子会社方式を主体とすることが適当である。

この場合、子会社を取り扱うことができる保険種類については、制度上生命保険会社・損害保険会社それぞれに認められているものすべてとすることが適当であり、また、利用者利便の向上や親会社・子会社間での販売網等の経営資源の有効活用を図る等の観点から、子会社が親会社の販売網を活用するいわゆるクロス・マーケティングを可能とすることが適当と考える。

保険審議会のこの提言は、保険商品が多様化し、特に第三分野の保険については商品に等質化現象が起り、生損保兼営禁止の根拠とされるリスクの性質・期間の差異が認められなくなったという状況を背景とするものである。たしかに、こうした状況の下では、競争による効率化および保険消費者の保護という観点から、根拠の薄弱となった障壁を除去することは必要なことである。しかし、そもそも第三分野の保険事業は、生命保険と損害保険という商法上の二分法の不合理性から問題状況を作り出しているものであるから、いかなる方式を採用するものであれ、生損保兼営問題の解決のためには、単なる自由化という政策論からのみ考えたのでは足りず、保険事業に対する法規制全体の理論的な再構成をも意識しなくてはならない⁽¹⁾。そして、できあがったこの子会社方式による生損保の相互参入は、一方で原則禁止を維持しながらも、自由化の名目の下に取り入れられた、いわば妥協の産物ともいうべきものである。はたして、この妥協は解釈論にいかなる影響を及ぼすものであろうか。また

保険商品という特性はこれに関係するものであろうか。

いずれにしても、こうした保険審議会の答申を受け、新保険業法は、保険会社の子会社方式による相互参入を認めることとしたが、同時に、親子会社関係といった特殊な関係にあることから、それらの会社間で実質的なリスク移転が行われる蓋然性が高いことをも考慮し、弊害防止措置（いわゆるファイアー・ウォール）をも置くこととした。

（１） 倉澤康一郎「生損保兼営問題への法的視点」三田商学研究三六卷一号三七頁。

（２） 倉澤康一郎『第三分野』の保険と保険業法』法曹時報四八巻五号一八頁。

三 子会社の設立・子会社株式の取得

子会社方式による相互参入に関しては、まず、その承認のための一般規定を置くことにしている。保険業法一〇六条がこれであり、次のように定めている。

１ 次の各号に掲げる保険会社は、当該各号に定める保険会社の株式（議決権のあるものに限る。以下この章において同じ。）については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

一 生命保険会社 損害保険会社又は生命保険会社（大蔵省令で定める生命保険会社に限る。）

二 損害保険会社 生命保険会社又は損害保険会社（大蔵省令で定める損害保険会社に限る。）

２ 前項の場合において、生命保険会社又は損害保険会社が取得し、又は所有する株式には、当該生命保険会社又は損害保険会社が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該生命保険会社又は損害保険会社が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使に

ついで指図を行うことができるものを含むものとする。

関連の大蔵省令は「保険業法施行規則」であり、その第二編第四章が子会社について右の業法一〇六条を補完している。

第五十四条 法第百六条第一項第一号に規定する大蔵省令で定める生命保険会社は、法第二百六十条第五項第二号に規定する破綻保険会社である生命保険会社その他これに準ずるものとする。

2 法第百六条第一項第二号に規定する大蔵省令で定める損害保険会社は、法第二百六十条第五項第二号に規定する破綻保険会社である損害保険会社その他これに準ずるものとする。

第五十五条 法第百六条第二項に規定する大蔵省令で定める……株式又は株式等は、代物弁済の受領により取得し、又は所有するもの（議決権のあるものに限る。）とする。

(一) 保険業法上の問題点

1 子会社化の方法

保険業法一〇六条一項は、「発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができ。」と定めており、これによれば、ある保険会社が他の保険会社の株式を保有するに至ることを一般的に予定しているのであるから、子会社方式による相互参入の方法には、子会社を新設する場合と、既存の会社を子会社化する場合の両者があることとなる。子会社方式による生損保兼営を認めた趣旨や目的からすれば、新規設立によるものが原則であると解すべきであるとする主張もみられるが、このように限定的に解する根拠は認められない。保険業法一〇六条一項の文言には何らの限定がないにもかかわらず、新規設立が原則であると考えた場合には、大蔵大臣の認可の権限との関係から、例外である既存会社の子会社化には特

別の配慮が必要となるのであろうが、業法改正全体の趣旨（少なくとも規制緩和の一点のみ考えても）からすれば、こうした考えはむしろ逆行する。

（1） 保険研究会編・最新保険業法の解説二一〇頁。

2 子会社となりうる保険会社

生命保険会社は損害保険会社の株式について、損害保険会社は生命保険会社の株式について、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式の総数の一〇〇分の五〇を超える数の株式を議決権ベースで取得し、または所有することができる。商法における親子会社の概念とは異なり（ただし、争いはある）、議決権ある株式の持株基準を採用していることは注意を要する。^{（1）}

また、生命保険会社は生命保険会社の株式について、損害保険会社は損害保険会社の株式について、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式の総数の一〇〇分の五〇を超える数の株式を議決権ベースで取得し、または所有することができる。ただし、この場合、すなわち生生間・損損間の子会社が認められるのは、当該発行済株式を取得または所有される会社が、法二六〇条五項二号に規定された破綻保険会社やこれに準ずるものの場合に限られる（業法一〇六条。保険業規五四条）。破綻保険会社とは、業務もしくは財産の状況に照らして保険金の支払を停止するおそれのある者または保険金の支払を停止した者であり（業法二六〇条五項一号）、これに準ずる者とは、破綻保険会社の一切の権利義務を承継することとなる保険会社、具体的には、破綻保険会社の受け皿として設立された保険会社などのことである。

このように、生生間および損損間の子会社保有は、いわば破綻保険会社等の救済を目的とするものである。問題は、生生間、損損間ではなく、生命保険会社が破綻損害保険会社を、あるいは損害保険会社が破綻生命保険会

社を子会社とするといったように、生損保間での破綻保険会社の救済を目的とした子会社保有が認められるのである。条文の文言からは必ずしも明らかでなく、破綻保険会社の救済のために株式を保有しうるのは、破綻保険会社と同種の保険会社のみであると解することもできるし、また生損保間でも同様のケースにおいては子会社保有が認められるとも解しうる。⁽²⁾

しかし、法が、あえて生命保険会社が破綻生命保険会社を、損害保険会社が破綻損害保険会社を子会社とするとしたのは、破綻した保険会社を救済しうるのは、同種の保険会社以外にはありえないことを根拠としたのではないかと考えている。いかに生命保険商品と損害保険商品の接近化が認められるとはいえ、依然として両者に根本における差異がある限りは、会社自身の救済という場面では生保と損保の相違の方が前面に出てくるものと考えられるからである。しかも、子会社方式による生損保相互参入を承認したとはいえ、次に述べるようにそのリスクの遮断には相当の意が用いられているし、依然として本体での生損保兼営禁止は貫かれている。生命保険会社が破綻生命保険会社を、損害保険会社が破綻損害保険会社を子会社化しうるのは、まさに例外的に救済するということが法の趣旨であり、子保険会社による生損保相互参入とは別個の趣旨と考えるべきである。

したがって、業法一〇六条一項が、その一号において、「生命保険会社 損害保険会社又は生命保険会社（大蔵省令で定める生命保険会社に限る。）」という場合の「損害保険会社」には、破綻損害保険会社等を含むと理解すべきではなく、同様に二号において、「損害保険会社 生命保険会社又は損害保険会社（大蔵省令で定める損害保険会社に限る。）」という場合の「生命保険会社」には、破綻生命保険会社等を含めないこととなる。

(1) 久保欣哉「子会社による他業務への参入」金融商事九〇七号九〇頁。

(2) 保険研究会・前掲書一一一頁は、破綻保険会社等の救済のために生保間・損保間の子会社保有が認められることからすれば、この場合にも同様に認められるとする。

3 共同子会社

保険会社の株式の取得または所有は、一保険会社が単独で五〇%を超える場合のみを意味するかが問題とされる。⁽¹⁾ 子会社方式による生損保兼営を認めた趣旨からすれば、一保険会社が単独で五〇%を超えて株式を取得または所有する場合のみが問題とされ、複数の保険会社がそれぞれ五〇%を超えない範囲で共同出資するような場合は法の予定しなかったところであるともいえよう。⁽²⁾

問題は、法が予定していないということの意味である。共同子会社の場合までを認めているかは文言からは不明であるから、一般の法の解釈からすれば、共同子会社など法が予定しなかったが故に、単独での五〇%を超える保有のみを認めたものと理解する立場と、不明であるが故に共同子会社をも承認したものであると解する立場がありえよう。ところが、さらに問題を複雑にするのは、これについては大蔵省の認可の権限が関連してくるという点である。法の趣旨が、大蔵省に対し、単独保険会社の子会社保有についてのみ生損保兼営の禁止を解く権限を与えたのか、より広く共同子会社による場合までも権限を与えたものと解するかである。この問題の解決は一筋縄では行かない。そもそも規制緩和とはいったい何なのかに関わる問題だからである。⁽³⁾

「規制緩和」という場合の「規制」とは、行政による介入型の規制を意味するものとすれば、規制緩和の一環として登場した子会社方式による相互参入に際しての大蔵省の介入は限定的に理解しなければならないこととなる。その意味からは、そもそも法が単独保険会社による子会社方式による相互参入のみを認め、大蔵省の認可の権限もそこに限定してしまうという方向で解釈してゆくこととなる。

これに対し、ある法律自体の中にまさに緩和の対象となるべき規制そのものがあるような場合に、その規定を緩和することが規制緩和の意味であると理解することもある（商法の自己株式取得禁止規制や社債の発行限度規制）。もちろん、前者の行政による介入型の規制の問題と表裏一体の場合も多いが、必ずしも直結するわけではない。

生損保兼営禁止という規制自体の緩和こそが規制緩和であるとすれば、何らの条文上の限定がない以上、生損保兼営禁止の見直しという観点からは、共同子会社による相互参入もここに含まれてきそうである。ただし、そのように単純にも解せないのは、いかなる範囲まで緩和しているかは、他の保険子会社に関する制度全体との整合性があるからである。

単独保険会社による子会社方式のみ認める趣旨であるとした場合には、さほど難しい問題は発生しない。株式を取得または所有する会社と、取得または所有される会社との間の親子（支配）関係が明確だからである。⁽⁴⁾これに対し、共同子会社方式をも認めるとした場合には、新保険業法の親子関係に関するいくつかの規制について複雑な問題を提起してしまう。次に述べる「弊害防止措置」や「監督」に親子関係がでてくるが、数社合わせて五〇％を超えるとき、その持株割合に関わりなくすべてが親会社とされ、その規制を受けることになるのであるうか。法はどうもそこまでは予想していないようである。

このように考えてくると、規制緩和の意味を法自体の緩和ととらえた場合にも、やはりできあがった制度全体の枠組みの中で子会社による相互参入を見たとき、共同子会社までは含めないという政策的限界を設けていると考えるべきこととなるう。

(1) 龍田節「証券業への新規参入」商事法務一二九五号一四頁。銀行の場合にも問題とされ、銀行の子会社が単独または複数で、あるいは銀行とその一つまたは複数の子会社とが共同して、証券会社の過半数株式を所有する場合も含まれるとされる。同旨のものとして、高田輝男「銀行（改正法と各業態の対応）」金融・商事九〇七号一二六頁。

(2) 保険研究会・前掲書一一頁。銀行法の改正など、業態別子会社方式の場合にも、複数の金融機関による共同出資は予定されていないとされている。長崎幸太郎「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」法律のひろば一九九二年一〇月号一三頁。

(3) 上村達男「金融・証券分野における規制緩和」ジュリスト一〇四四号七〇頁。

(4) 保険研究会・前掲書一一一頁。

4 株式の取得または所有の意味

業法一〇六条二項は、担保権の実行や代物弁済の受領（保険業規五五条）により取得または所有された株式は除かれるとしている。これは、制度の趣旨が、保険会社が自らの意思で株式を取得または所有し、子会社化をして相互参入することを承認することであり、子会社化に関するその他の規定の趣旨もその場合の弊害防止措置にあるのであるから、これらの場合のように子会社化を意図した取得または所有だけが規制の対象とされ、それ以外の取得または所有は除外されることとなるのである。

逆に、信託財産である株式のうち、保険会社が委託者または受益者として議決権を行使したり、議決権行使につき指図ができるものはここに算入されることとなる。保険業法が過半数の算定に含めるとしているのは、保険会社が委託者または受益者となり、他の受託者に信託された株式のことである。こうした株式は、形式上は受託者が取得・所有するものであるが、保険会社がそれについて議決権の行使やその指示をすることができる限り、保険会社が取得・所有する株式と同視するのである。保険会社が信託財産として取得・所有する株式のうち、委託者なり受益者が議決権の行使やその指示をすることができるものについては除外されることとなるが、これは保険会社が受託者として形式上は株式の所有者となつていても、発行会社を支配する手段として保険会社がそれを利用することはできないからである。⁽¹⁾

(1) 龍田・前掲論文一一一頁。

(二) 商法上の問題

旧保険業法の下では、保険株式会社の場合には、商法上の株式会社であるところから、会社の目的が定款の絶対的必要事項とされる（商一六六条一項一号）とともに、保険業法上、保険の種類および営業の範囲もまた絶対的必要事項とされていた（旧保険業法二三条一号）。これに対し、保険相互会社の場合には、保険の種類および営業の範囲だけが定款の絶対的必要事項とされていた（旧保険業法三四条一号）。新保険業法は、相互会社であると株式会社であるかを問わず、会社の目的だけを定款の絶対的必要事項とし（保険業法二二条二項一号）、保険の種類および事業または営業の範囲については絶対的必要事項から外している。これは、新保険業法が、保険会社の業務の範囲を、銀行法にならって固有業務（保険業法九七条）、付随業務（同九八条）、法定他業（同九九条）と明定したことから、不要となったためである。

問題は、保険会社が発起人として子会社を設立する場合、親会社の定款上の目的がいかん記載されるべきかという点にある。実務上は、生命保険会社も損害保険会社も子会社による相互参入を可能とするよう、「保険業法により損害保険会社が行うことのできる業務」あるいは「保険業法により生命保険会社が行うことのできる業務」として法定他業と同一条項内に規定することとした。こうした定款規定であれば、定款の解釈により子会社の設立・保有が可能となるというのである。⁽¹⁾ こうした実務の前提には、本来、本体でできるべきものを規制上の理由で、子会社方式によることが監督法によって要求されたものであるということがあるのではないかと思われる。⁽²⁾ つまり、付随業務（業法九八条第一項）にしろ法定他業（業法九九条一項ノ三項）にしろ、生命（損害）保険業に付帯・関連するその他の業務であると理解したり、あるいは固有業務と区別はしていても、付随業務や法定他業は社会通念上生命（損害）保険業であると理解しているのである。⁽³⁾

これに対し、親会社で禁止されている子会社の業務をそのまま親会社の定款に記載することはできないと考え

る立場からは、親損害（生命）⁽⁴⁾ 保険会社の定款には、「生命（損害）⁽⁵⁾ 保険業を営む会社の発行済株式総数の五〇％超の保有」と記載すべきこととなる。

いかに生保商品と損保商品の接近現象があるとはいえ、依然として生損保兼営禁止の原則が置かれている現行保険業法の下での理論的基盤は後者に立たざるを得ないと思われるが、はたして、「他の会社の設立発起人」となると記載したのと同様な右の記載が適切であるかは疑問なしとしない。これでは、あらゆる事業をやるという定款規定と変わらないこととなってしまうからである。⁽⁵⁾ 生損保兼営禁止原則の基盤があることおよび業務範囲を明確化した新業法の下では、注（3）において示すような基本的な考え方が最も妥当であろう。ただし、「保険業法により……行うことのできる業務」では不確定であり、社員・株主の利益から問題となるため、その時現在の業法により認められる業務と限定すべきであろう。⁽⁶⁾

（1） 根守靖「新保険業法の施行と保険業界の対応」共済と保険一九九六年八月号二二頁。

（2） 神田秀樹「銀行子会社による証券業務」金融法務一二九五号九頁。平成八年三月二七日付民事局長通達（法務省民四第六五一号）によれば、「……、また、生命保険会社が発起人として損害保険会社を子会社として設立すること又は……、それぞれ生命保険会社又は……の目的の範囲内であると解することができる。したがって、……当該親会社の定款に当該子会社の株式を取得する旨を加える等の変更をしないでも、その設立は当該親会社の目的の範囲内の行為として取り扱って差し支えない。」としており、本文の趣旨かと思われる。

（3） ただし、実務の中には、子会社の所有は、本来保険会社が他業禁止原則により営みえない業務を新業法が例外的に認めたものであり、その意味で法定他業と共通であるとする主張もある（第一生命保険相互会社法務室平澤宗夫氏より資料の提供を受けた。記して謝意を表する）。

（4） 川口恭弘「定款所定の目的と子会社の業務」商事法務一三七五号八頁。

（5） 河本一郎「龍田節」神崎克郎「根岸哲」江頭憲治郎「森本滋」岩原紳作「神田秀樹」子会社をめぐる法的諸問題（上）「商事法務一二三八号一四頁以下」。

(6) 平成八年七月三日開催の明治生命の社員総代会における江頭教授の発言。

四 親子保険会社間の制限事項

——弊害防止措置（いわゆるファイアー・ウォール）

生損保兼営の方式が子会社方式によるとされたことは、親保険会社と子保険会社がそれぞれ独立した法人として保険業を行うことを意味している。したがって、親子といえども別法人ではあるから、理論上は明確にリスクの遮断が可能となったわけであるが、親子関係等の特殊な関係にある保険会社間においては、実際上はリスク移転が行われてしまう蓋然性がきわめて高くなる。そこで、法人格の異別性を根拠としたリスク遮断の形骸化を防止し、保険会社の健全性の維持を実質的に担保するため、次のような弊害防止措置（ファイアー・ウォール）を講ずることとした。いわゆるアームズ・レングス・ルールと呼ばれる規定である。

保険業法一〇七条 生命保険会社は、その子損害保険会社等（当該生命保険会社が前条第一項の認可を受けて株式を所有する損害保険会社その他の当該生命保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条に同じ。）又は子損害保険会社等に係る顧客との間で、損害保険会社は、その子生命保険会社等（当該損害保険会社が前条第一項の認可を受けて株式を所有する生命保険会社その他の当該損害保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条に同じ。）又は子生命保険会社等に係る顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

一 子損害保険会社等又は子生命保険会社等との間で、当該生命保険会社又は当該損害保険会社の取引の通常条件

に照らして著しく異なる条件で、資産の売買その他の取引を行うこと。

二 子損害保険会社等若しくは子生命保険会社等との間又は子損害保険会社等若しくは子生命保険会社等に係る顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該生命保険会社若しくはその子損害保険会社等若しくは当該損害保険会社若しくはその子生命保険会社等の行う保険業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして大蔵省令で定める取引又は行為

保険業法施行令一四条 法第七百七条本文に規定する生命保険会社と政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該生命保険会社が法第六百六条第一項の認可を受けて株式を所有する損害保険会社

二 当該生命保険会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）の総数の百分の五十を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）を法第六百六条第一項の認可を受けて所有する損害保険会社

三 当該生命保険会社の親法人等のいずれかに該当する損害保険会社（前二号に掲げる者を除く。）

四 当該生命保険会社が損害保険会社の親法人等のいずれかに該当する場合における当該損害保険会社（前三号に掲げる者を除く。）

五 前各号に掲げる者に準ずる者として大蔵省令で定める者

2 法第七百七条本文に規定する損害保険会社と政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該損害保険会社が法第六百六条第一項の認可を受けて株式を所有する生命保険会社

二 当該損害保険会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）を法第六百六条第一項の認可を受けて所有する生命保険会社

三 当該損害保険会社の親法人等のいずれかに該当する生命保険会社（前二号に掲げる者を除く。）

四 当該損害保険会社が生命保険会社の親法人等のいずれかに該当する場合における当該生命保険会社（前三号に掲

げる者を除く。)

五 前各号に掲げる者に準ずる者として大蔵省令で定める者

3 前二項に規定する親法人等とは、生命保険会社又は損害保険会社の株式を直接又は間接に所有する者として大蔵省令で定める者に該当するもので、合計して当該生命保険会社又は当該損害保険会社の発行済株式の百分の五十を超える数の株式を所有するものをいう。

4 法第百六条第二項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が所有する株式について準用する。

保険業法施行規則五十六条 令第十四条第一項第五号に規定する大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該生命保険会社の親法人等（令第十四条第三項に規定する親法人等をいう。次項第一号において同じ。）のいずれかに該当する外国損害保険会社等

二 当該生命保険会社が外国損害保険会社等の親法人（令第二十九条第三項に規定する親法人等をいう。次項第二号において同じ。）のいずれかに該当する場合における当該外国損害保険会社等（前号に掲げる者を除く。）

三 第一号の親法人等により合計してその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下この条及び第五十八条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。以下この条において同じ。）又は持分（以下この条及び第五十八条において「株式等」という。）を所有される損害保険会社及び外国損害保険会社等（前二号に掲げる者を除く。）

四 前三号に掲げる者に準ずる者

2 令第十四条第二項第五号に規定する大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする

一 当該損害保険会社の親法人等のいずれかに該当する外国生命保険会社等

二 当該損害保険会社が外国生命保険会社等の親法人等のいずれかに該当する場合における当該外国生命保険会社等（前号に掲げる者を除く。）

三 第一号の親法人等により合計してその発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有される生命保険会社及び外国生命保険会社等（前二号に掲げる者を除く。）

四 前三号に掲げる者に準ずる者

3 令第十四条第三項に規定する大蔵省令で定める者は、次に掲げる者（第二号から第六号までに掲げる者については、当該生命保険会社又は当該損害保険会社の株式を所有しない者を含む）とする。

一 当該生命保険会社又は当該損害保険会社の株式の全部又は一部を所有する一の者

二 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する者

三 前号に掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する者

四 第一号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有される法人

五 前号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有される法人

六 第二号に掲げる者により発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有される法人

4 法第百六条第二項の規定は、前三項に規定する者が所有し、又は所有される株式又は株式等について準用する。

第五十七条 法第百七条第二号に規定する大蔵省令で定める取引又は行為は、何らの名義によつてするかを問わず、同条第一号に規定する取引の同条の規定による禁止を免れる取引又は行為とする。

保険会社は、その子保険会社等との間で、当該保険会社の取引の通常の条件に照らして著しく異なる条件で資産の売買等の取引を行つてはならない（保険業法二〇七条一項一号）。また、保険会社は、これらの取引等の禁止を免れる取引等（脱法行為）も行つてはならない（同条同項二号）。ここでの問題は、禁止される取引の範囲とアイテムズ・レングス・ルールの対象となる者の範囲である。

1 禁止される取引

まず、「取引の通常の条件に照らして著しく異なる条件」とは何であるかに関しては、個々の取引内容について個別・具体的に判断されることとなる。例えば、親保険会社が子保険会社など以外の会社との間で同様の取引を行う場合の価格などに比して著しく有利な価格などの場合にはこれに該当することとなるが、注意を要するのは、同様の弊害防止措置が規定されている銀行法や証券取引法との違いである。

銀行法一六条の三は、証券子会社または特殊関係会社との間で、親銀行の通常の取引条件に照らし、親銀行に不利を与えると認められる条件の取引をなすこと⁽¹⁾（同条一号）、ないしは親銀行に不利なもので、親銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのある取引なり行為⁽²⁾（同条二号）を禁止する。一方、証券取引法五〇条の二は、証券子会社が親銀行と有価証券の売買その他の取引を行うときに、通常の取引条件とは異なる、取引の公正を害するおそれのある条件ですること⁽³⁾（同条一号）、親銀行が関与する行為で、投資者保護に欠けた取引の公正を害するとか、あるいは証券業の信用を失墜させるおそれのある行為⁽⁴⁾（同条三号）が禁止される。

銀行法は、もっぱら親銀行にとって不利益な条件で取引がなされることにより、証券子会社をもつことによつて親銀行の健全性が損なわれ、預金者が不利益を受けるのを防止しようとしているため、親銀行に対する不利益性がその要件とされている⁽⁴⁾。証券取引法は、証券会社との関係において、銀行の証券子会社が競争上優位になりすぎないよう配慮するとともに、取引の公正や投資者保護を図るため、取引の公正性をその要件としている。

これに対し、保険会社と子保険会社との間の取引にあつては、親保険会社にとっての不利益性やいわば客観的な取引の公正性は特に要件とはされていない。これは、生損保兼営の方式が子会社方式によることとされたといえ、親子保険会社はそれぞれが独立した保険会社として保険業を行うものであり、リスク遮断の形骸化を防止し、保険会社の健全性の維持を実質的に担保することこそが弊害防止措置の立法趣旨であるから、どちらにとり

有利不利か、あるいは客觀的に取引が公正か否かは本来関わりのない事柄だからである。通常の取引の条件に比して、親保險会社にとって有利な価格などで取引がなされれば、それは子保險会社にとっては不利な条件での取引であるから、子保險会社の健全性に問題が生ずるであろうし、子保險会社にとって有利な条件であれば、親保險会社の健全性に問題が発生してしまう。その意味でも、子会社方式による生損保兼営の場合のファイアー・ウォールは、他の金融制度の改革の場合とは異なり、むしろ計算の区分にあると見るべきである。⁽⁵⁾

また、保險会社は、これら取引等の禁止を免れる取引等も禁止される（保險業法一〇七条一項二号）。

(1) 証券子会社に有利で親銀行に不利な取引である。具体的には、無担保・低金利で証券子会社に融資をしたり、低い賃料で支店店舗を賃貸するような場合である。

(2) 証券子会社の顧客に異常に有利な条件で親銀行が融資をしたり、証券子会社やその顧客が第三者に対して負う債務について、普通なら決してしない保証などを親銀行が行う場合などである。

(3) 親銀行の発行する証券を証券子会社が引き受ける際、あるいは両社の間で証券の売買やその委託をする際に、その価格や手数料が異常に高いとか低いなどといったように、独立した証券会社なら考えられないような条件でこれをする場合である。

(4) 川口恭弘「ファイアー・ウォール」ジュリスト一〇二三号一七頁。

(5) 山下友信「保險業法の改正——法制懇談会報告について」一一一頁、河本一郎「堀内昭義Ⅱ岩原紳作Ⅱ神田秀樹「金融制度および証券取引制度の改革をめぐる」ジュリスト一〇一一号九二頁（岩原発言）。

2 対象となる者

基本的には、アームズ・レングズ・ルールの対象となる者の範囲は、保險会社から見て、生損保相互参入によって生じた親子関係にある者、つまり法第一〇六条の認可を受けて株式を取得する親保險会社または同条の認可を受けて株式を取得される子保險会社であるが、その他、資本的に見て親子関係に準ずる関係にある者（兄弟、

従兄弟関係にある保険会社等）が保険会社と特殊の関係にある者としてここに含まれる。また、以上の者の顧客も取引等の相手方に含まれる。

保険業法の下におけるアームズ・レングズ・ルールの目的は、生損保間のリスク遮断であるから、対象となるのは保険会社であり、保険会社の関連事業会社等は対象とはならない。

五 その他の問題——結びに代えて

本稿では、子会社による生損保相互参入に関わる基本的な問題点だけを見てきた。そして、その多くの論点について、生損保兼営禁止原則を置きつつも、子会社方式による相互参入を認めたことをいかに評価するかという観点から、解釈論上の対立が生ずるであろうことも見てきたつもりである。さらに、保険商品という特殊性が、他の金融関係諸法との解釈論上の相違をもたらすであろうことも指摘してきた。その意味で、本稿は子会社による生損保相互参入に関するすべての法的問題を網羅するというものではなく、解釈の指針となるべきものを示したにすぎないが、それこそが最重要課題であると信じている。本稿で検討したもの以外にも、子会社に関してはいくつかの制度が置かれている。これらについては、ここに指摘するにとどめる。

保険会社が保険業を行う子会社の保有により保険固有のリスクを負うことは国内と海外とで相違があるわけではない。そこで、保険会社による国内子保険会社の保有規定との整合性を図るため、保険会社は、大蔵大臣の認可を受けて、保険業を行う外国の会社およびそれに準ずる外国の会社の株式等（株式または持分）について発行済株式等の総数の一〇〇分の五〇を超える数または額の株式等を議決権ベースで取得または所有できるとした（保険業法一〇八条）。

一社専属制は、新保険業法の下でも原則としては維持されることとなったが、生保商品の選択肢の拡大やクロス・マーケティングの促進を図る趣旨から、保険契約者の保護に欠けるおそれがない場合に限り、緩和されることとなった（保険業法二八二条）。これには、政令上、二つのケースが認められている（保険業法施行令四〇条）。

一般原則は、生命保険募集人およびその役員、使用人のうち二社以上の保険募集に係る業務を的確かつ公正に遂行するために所要の知識等を修得し、または業務の適正な管理を行いうる者として、大蔵大臣の定める資格を有する者がいる場合である。代理店が複数の募集人を有し、かつ教育責任者および業務管理者を配置しているような場合には、一社専属制の例外としうるのである。本稿に関連する子会社の問題については、政令の二つ目のケースが該当する。いわゆるクロス特例であり、生命保険募集人と密接な関係を有する損害保険会社の子生命保険会社等が、二社目の所属保険会社となり、当該損害保険会社が育成した代理店等がその子会社等の商品を取り扱う場合である。⁽¹⁾これにより、損保代理店が複数の生保会社の商品を取り扱うことができるようになり、適正な競争促進や代理店の効率化が図られることとなる。⁽²⁾

最後に、保険募集に関する禁止行為についてである。保険子会社が認められたことにより、保険募集に関しても弊害が生ずるおそれが出てくる。⁽³⁾親保険会社の影響力を利用して保険募集等の公正を害する行為が行われることを防止するため、保険会社がその子保険会社等のために行ういわゆる特別利益の提供行為を禁止している（保険業法三〇一条、保険業法施行規則二三五条）。具体的には、親保険会社は、その子保険会社等が行う保険契約の締結または子保険会社等に係る保険募集に関して、子保険会社等を保険者とする保険契約の保険契約者または被保険者に対して、特別の利益の提供を約し、または提供する行為をしてはならない。特別の利益とは、旧募取法一六条のそれと同じであり、保険契約の締結を条件として融資をするというような場合が考えられる。⁽⁴⁾

（１） 梅本守「新保険業法施行に向けた政省令のポイント」金融財政一九九六年三月一八日三三頁。

- (2) 田島淳志「新保険業法の政省令の概要」金融法務一四四七号二六頁。
- (3) 山下友信「保険業法等の改正について(上)」ジュリスト一〇五一号六三頁。福田誠「新保険業法の施行に向けて」文研論集一一四号二四頁。
- (4) 山下・前掲論文(保険業法等の改正)一七三頁。